

International Migration Outlook: SOPEMI

2008 Edition

Summary in Japanese

国際移民アウトルック : SOPEMI2008 年版

日本語要約

国際移民は OECD 加盟諸国の中心的な優先政策である。年次報告書の本書は、OECD 諸国における移民の移動と政策をめぐる最近の動向を分析し、高資格労働者、一時的労働者、学生の流入が重要性を増していることを強調するとともに、主に欧州の自由移動圏で移民が増えていることも力説している。今年版では、OECD 諸国における移民の雇用状況と、総雇用者数の変動に対する移民の寄与に焦点を当てている。本書では初めて移民の労働市場への統合に関する「得点表」を提示するとともに、移民と受入国出生者の賃金格差についても分析している。

本書は、移民の入国、滞在、就労を律する新法など、移民政策に導入された主要な変革も探っている。労働市場のニーズによる移民の選別雇用や移民の統合助長策について取り上げているほか、国境管理の改善や不法移民撲滅に向けた国際協力についても詳細に分析している。

「国際移民アウトルック 2008 年版」によれば、OECD 諸国への移民は増加している

合法的な永住移民（約 400 万人）は 2006 年も増加したが、2005 年に比べると約 5%の増加で、近年に比べると増加率は鈍化した。移民の流入が多かったのは米国、韓国、スペインである。増加率が最も高かったのはポルトガル、スウェーデン、アイルランド、デンマーク、減少率が特に目立ったのはオーストリアとドイツである。OECD 諸国への一時的労働移民は 250 万人以上に上ったが、永住移民より一時的移民の方が増加率は低い。

特に増えているのは家族移民と就労目的の移民である

日本を除き、永住移民では家族移民が引き続き主流となっている。家族移民は、移民制度が主に家族をベースにしている米国（70%）とフランス（60%）で依然として重要な位置を占めているほか、ポルトガルでも近年の労働移民（多くはウクライナ移民）が家族を呼び寄せていることに伴い重要性を増している。多くの欧州諸国、特にイタリア、アイルランド、スペイン、英国は重要な労働移民国としての様相を強めており、永住移民の約 30~40%が就労関連の理由によるものである。欧州では自由移動による移民も重要性を増している。オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツでは自由移動による移民が永住移民の約半分を占め、スイスでは約 70%に上っているが、フランス、イタリア、ポルトガルでははるかに限られている（20%未満）。例えば、英国は自由移動による移民を通じて非熟練労働ニーズの大半を満たしている。

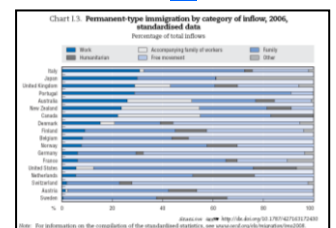
一方、難民は引き続き減少している

OECD 諸国への難民は 2006 年も減少し、4 年連続の減少となった。最大の難民受入国は米国（41,000 人）で、カナダ、フランス、ドイツ、英国が続いている（全て 20,000~30,000 人）。国民 1 人当たりの難民受入数が多いのはスウェーデン、オーストリア、スイスである。最大の難民送出国はイラク、続いてセルビア・モンテネグロの順となっている。

留学生は増加

留学生総数は 2000~2005 年に約 50%増加した。米国と英国はそれぞれ 12 万人の増加、フランスは約 10 万人の増加、オーストラリアは約 8 万 5,000 人の増加である。増加率が高いのはニュージーランド、チェコ、日本、韓国、オランダである。留学生は OECD 諸国にとって高度熟練労働移民の潜在的源泉であるが、学業修了後の滞在率に関してはまだ体系的なデータがない。

図 I.3. カテゴリー別永住移民、2006 年、標準化データ



欧州では欧州出身者の移民が断然多いが、欧州以外ではアジア出身者の移民が多い

2006年の欧州への移民の60%は欧州出身者であったが、欧州以外のOECD諸国への移民についてはアジア出身者が移民全体の約50%を占めた。欧州以外のOECD諸国への中南米出身者の移民は主としてメキシコから米国への大量移民を反映したものである。ポルトガルとスペインへの中南米出身者の移民が重要性を増していることも明らかである。北アフリカ出身者の移民の約85%は欧州に移民しているが、サハラ以南アフリカ出身者の移民の約60%は欧州以外のOECD諸国に移民している。同じように、南アジアでも欧州への移民より欧州以外のOECD諸国への移民の方が4倍多く、東・東南アジアで6~7倍多い。

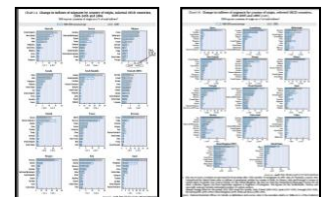
中国出身者の移民が全体の11%を占め、ポーランドとルーマニアの出身者がその半分未満を占めている

2006年の移民を出身国別に見ると、上位20カ国で移民全体の60%を占めたが、そのうちの上位3カ国は中国、ポーランド、ルーマニアであった。2006年までの6年間に最も移民が増えているのはボリビア、ルーマニア、ポーランドである。一方、トルコ、ロシア、フィリピンでは2000年以降、移民がわずかに減少している。2006年のドイツとポーランドから他のOECD諸国への移民は過去10年間に比べ大幅に増加した。ドイツからの移民増は基本的に近隣諸国、特にポーランド、オーストリア、スイス、オランダ、デンマークへの移民である。ポーランドからの移民が増えたのはスウェーデン、ベルギー、オランダ、ノルウェー、デンマーク、ドイツである。

OECDの新規加盟候補国と関与強化対象国からの移民がOECD諸国への全移民の6分の1を占めている

2007年5月、OECD諸国はOECD加盟への協議開始に向けてチリ、エストニア、イスラエル、ロシア、スロベニアを招聘することで合意するとともに、将来の加盟を視野に入れてブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカに関与強化を申し出た。この10カ国からの2006年のOECD諸国への移民は、OECD諸国への全移民の6分の1を占めているが、移民全体の約10%に過ぎない。中国とインドからOECD諸国への移民はそれぞれ累計で約200万人ずつである。

図 I.4a.および 図 I.4b. 出身国別の移民流入の増減、一部 OECD 諸国、1995~2005 年および 2006 年



2000 年以降、移民人口は約 18% 増えている

2006 年の移民人口は、データ入手可能な OECD 諸国の総人口の約 12% を占めており、2000 年に比べ 18% 増加している。特にアイルランド、フィンランド、オーストラリア、スペインなど、人口に占める移民の比率が 2000 年以降大幅に上昇している国もある。

本書は OECD 諸国の労働市場への移民の寄与度に焦点を当てている

2006 年に、移民は OECD 諸国の労働力と雇用人口の大きな部分を占めたが、その比率は受入国により大きな開きがある。移民が雇用者数全体に占める比率は、フィンランドでは 3% 未満なのに対し、オーストラリア、スイス、ニュージーランドでは 25% 以上にも達している。雇用者数全体に占める移民の比率が特に上昇したのはスペイン、アイルランド、イタリアである。

大半の OECD 諸国で移民の所得は男性、女性とも受入国出生者の所得を大幅に下回っている

オーストラリアを除き、移民の所得は受入国出生者の所得より少ない。米国では、移民の賃金は米国出生者の賃金より少ない—米国では移民の平均所得は米国出生者より約 20% 少なく、オランダでは 15% 少ない。移民と受入国出生者の賃金格差は男女間の賃金格差より小さい場合が多い。

非 OECD 諸国からの移民は特に不利な状況にある

いくつかのデータによれば、労働市場は受入国の資格と経験（居住年数によって計測される）を特に重視しているようである。さらに、非 OECD 諸国からの移民は所得も大幅に少ない。これに対し、帰化した移民は一居住年数について調整した場合でも一所得が多い。

今年版は移民政策の構造的・制度的動向のレビューを行っている

2006～2007 年の移民フローに大きな混乱はなかったが、フランス、ハンガリー、ルーマニア、英国など、多くの OECD 加盟国は自国の移民政策に実質的な構造改革を導入することにした。立法改革や運営改革の中には、これまでの取り組みを継続・完了したものもあれば、新たな取り組みもある（カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル）。

図 I.6. 一部 OECD 諸国の外国人・移民人口、2006 年

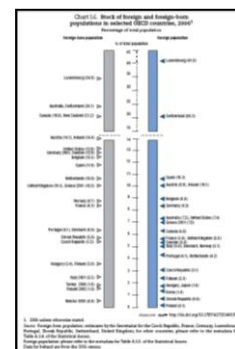


図 I.10. 雇用者数の増減（ネット）に占める移民のシェア、1996～2002 年、1996～2006 年

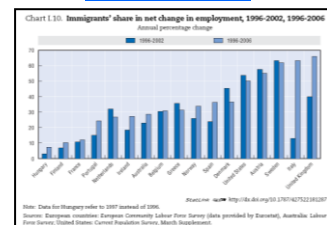


表 I.13. 受入国出生者との対比で見た移民の平均賃金、出身国別および男女別

Mother tongue	Men				Women			
	Born in OECD (and Turkey and Mexico)		Born outside OECD		Born in OECD (and Turkey and Mexico)		Born outside OECD	
	100	Index	100	Index	100	Index	100	Index
Australia	100	115	100	111	100	100	100	100
Canada	100	102	97	100	100	99	99	99
France	100	100	96	96	100	97	97	97
Germany	100	100	96	96	100	97	97	97
Poland	100	100	100	114	100	100	100	100
Sweden	100	100	97	100	100	100	100	100
United Kingdom	100	97	96	96	100	97	97	97
United States	100	114	97	97	100	100	100	100
Netherlands	100	98	78	78	100	99	99	99

特別な2章を設けて時事的なトピックを取り上げている

OECD 諸国は高度熟練労働者の誘致・定着をめぐる熾烈な競争を繰り広げているが、多くの非熟練職種でも労働力不足は生じている。非熟練職種向けの労働者需要は、ある程度移民によって満たされている。非熟練労働移民の管理は OECD 諸国にとって難しい問題となっている。主な問題は非熟練移民の長期的な雇用可能性と受入国への統合である。多くの OECD 諸国では現在、移民向けの一時的な就労プログラムが実施されている。一時的移民の重要性が増していることで、帰還移民と送出国の発展に及ぼすその影響への関心が高まっている。

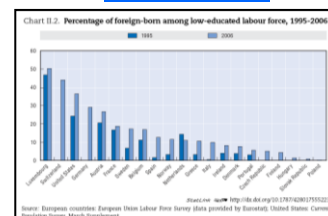
第1章は非熟練労働移民の管理問題について取り上げている

管理された移民制度を通じて、管理されていない（非正規の）移民を通じて、非熟練労働者の移民は起きている。本章では、OECD 諸国の労働力における非熟練労働者のプレゼンスと役割について分析するとともに、非熟練労働者の雇用戦略についても分析している。非熟練労働移民の管理については多くの国が豊富な経験を積んでおり、多くの一時的移民制度はよく機能しているように見える。しかし、承認を受けていない移民や違法な移民雇用が依然として行われていることは、現行の政策が完全に十分ではないことを示唆している。受入国の労働市場ニーズを満たせるだけの就労許可と就労の可能性を提供できるようにするためには、定期的に労働市場のニーズを注意深く評価することが、労働移民プログラムの最初の必須要素であると思われる。非熟練労働移民プログラムは本質的に雇用に関連していること、就労許可はしばしば特定の職種と結び付いていることを考えると、こうしたプログラムは悪用される可能性があるだけに、労働者の権利尊重を保障するだけでなく、雇用主に法律遵守へのインセンティブを与えるためにも、注意深く監視・調査する体制の整備が必要である。最後に、恒久的なニーズや継続的なニーズに一時的移民プログラムで対応することには問題があるかもしれない。全当事者が雇用関係を維持したいと思っているからである。

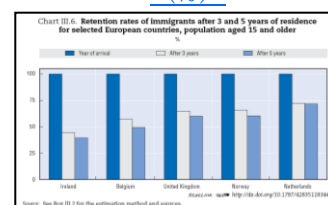
第2章は帰還移民について新視点を提示している

帰還移民の範囲と性格はどのようなものか。母国に帰国する可能性が高いのはどのような移民なのか。なぜ受入国に永住する移民がいる一方で、短期間しか滞在しないことを選択する移民がいるのか。この点で移民政策はどのような役割を果たすべきか。帰還移民はうまく管理できるのか。最後に、帰還移民は母国の経済発展にどのような影響を及ぼすのか。本章はこれらの問いに答えようとしている。最初の結論は、帰還移民は移民

図II.2. 低学歴労働者に占める外国出身者の比率、1995～2006年



図III.6. 一部欧州諸国における3～5年居住後の移民定着率（15歳以上人口）（%）



フローの主要な要素である、というものである。帰還移民はライフサイクルの両極端に集中している。受入国でどのように統合されていくかは帰還性向に明瞭な影響を及ぼさない。移民は、自身や家族の目標に照らして、移民したり、帰国したりするが、母国でのチャンスについても考慮している。こうした事情から、必ずしも帰国を前提条件とせずに、移民が母国の発展に寄与できるあらゆる方法を利用することが重要である。実際の帰国や一時的な帰国を通じて、移民の関与を確保するようにすることでも、技能や技術の移転は促進することができる。これは母国との絆を強化することに役立ち、帰国した場合の再統合促進につながる。帰還移民はこのようにして、何らかの形で発展プロセスを支援することができる。

全文は www.oecd.org/els/migration/imo で入手・閲覧できます。

本サマリーには印刷されたページからエクセル™ のファイルをダウンロードできる StatLinks が含まれています。

© OECD 2008

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局 著作権・翻訳部 にお願いたします。

rights@oecd.org

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal, 75116
Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights/

